

日本臨床ウイルス学会 利益相反に関する運用細則

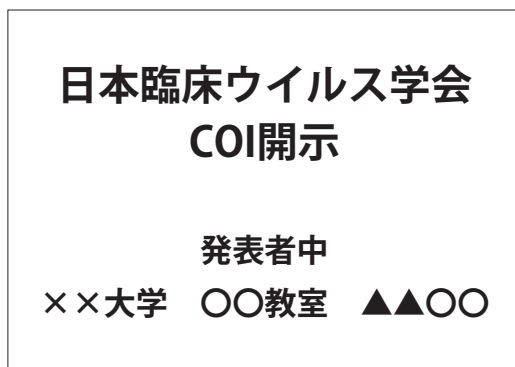
研究者、研究機関、学術団体が企業、営利を目的とする団体との産学連携研究活動において利益相反状態に適切に対処し運営するための具体的指針を定める。

1. 学会発表時の開示方法

学術集会において発表するときには共同演者を含めた全員の利益相反状態について開示する。発表時のスライドの演題タイトルの次の2枚目に以下の様式に準じた方法で開示する。

(発表例)

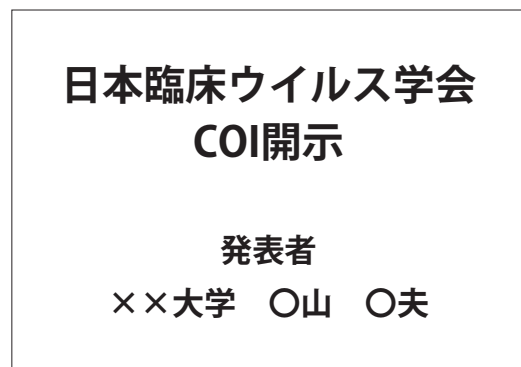
COIがある場合



日本臨床ウイルス学会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します。

講演料：△△薬局
共同研究費：××製薬

COIがない場合



日本臨床ウイルス学会の定める利益相反に関する開示事項はありません。

2. 利益相反の自己申告が必要な基準

前年度の収入の中で

- 2-1. 企業等の役員、顧問報酬で年間100万円以上
- 2-2. 企業の株式を保有し、一企業の株式配当、売却益が100万円以上
- 2-3. 特許権使用料が年間100万円以上
- 2-4. 企業での発表、講演料、原稿料の総額が100万円以上
- 2-5. 企業からの産学共同研究、受託研究費、治験費用、奨学寄附金が申告者の属する研究室の代表に年間200万円以上
- 2-6. 企業が提供する寄附講座に所属する場合

詳細は、日本臨床ウイルス学会利益相反に関する基本方針と運用細則でご確認をお願いします。